

# トピック I

## 土地改良法の改正

農業水利施設の老朽化の進行、気象災害のリスクの増大、農村人口の減少等に的確に対応し、農業生産の基盤の保全及び担い手のニーズに対応した基盤整備に関する措置を講じるため、令和7年4月1日に土地改良法が施行されました。今回の改正の主な内容についてご紹介します。

### 1 目的及び土地改良長期計画に係る規定の見直し（第1条及び第4条の2関係）

改正後の食料・農業・農村基本法の方向性に即して、目的及び土地改良長期計画に係る規定を見直し

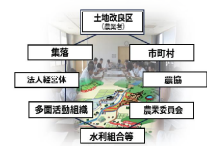
### 2 基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置（第87条の2関係）

農業者の申請によらず、国又は都道府県の発意により、基幹的な農業水利施設（頭首工、用水機場等）の更新事業を実施できる制度の創設

### 3 地域の農業水利施設等の保全に関する措置（第57条の11から第57条の15まで関係）

- ① 土地改良区が、市町村その他の関係者と連携して、「連携管理保全計画」を作成し、都道府県知事の認可を受け、土地改良施設及び末端施設の保全を行う仕組みを創設
- ② 認可を受けた計画に基づく土地改良区の合併について手続を簡素化 等

地域の関係者が議論する枠組み



### 4 防災・減災、国土強靱化のための措置

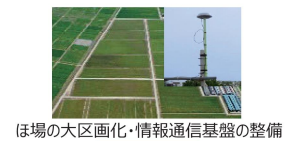
- ① 急施（※）の防災事業について、損壊が生じるおそれがある農業水利施設の補強等の事業を追加（第87条の4関係）
- ② 急施の復旧事業について、
  - ・ 原形復旧だけでなく再度災害の防止のための事業を追加
  - ・ 突発事故被害と類似の被害を防止するための事業を追加（第49条及び第87条の5関係）（※急施：農業者の申請・同意なく特例的に急速に事業実施できる手続）

農業水利施設における再度災害の例



### 5 スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備を推進するための措置

- ① 農地中間管理機構関連事業（※）の拡充（第87条の3、第96条の4、農業経営基盤強化促進法第22条の6及び農地中間管理事業法第8条関係）  
（※農地中間管理機構関連事業：農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とする、農業者の費用負担によらない土地改良事業（事業実施主体：都道府県））
  - ・ 都道府県に加え市町村を事業実施主体に追加
  - ・ 賃借権等に加え農地中間管理機構が所有権を有する農用地を対象に追加
- ② 情報通信環境整備事業の創設（第57条の9及び第57条の10関係）
  - ・ 土地改良区が、都道府県知事の認可を受けて情報通信環境を整備する事業を創設



### 6 その他の所要の措置（第18条、第88条等関係）

土地改良区の体制及び運営並びに土地改良事業の適正な実施に関する措置

## 新たな土地改良長期計画

令和7年9月12日、土地改良法第4条の2の規定に基づき、新たな土地改良長期計画が閣議決定されました。この計画は、令和7年度から11年度までの5年間の計画期間としており、計画的かつ効果的に事業を進めていくため、4つの政策課題に取り組むこととしています。

ここでは、4つの政策課題とそれぞれの政策目標、いくつかの施策の成果目標について紹介しています。



▲詳細はこちら

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/totikai/attach/pdf/index-50.pdf>

### 政策課題1：生産性向上等に向けた生産基盤の強化

▶ 農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減【政策目標1】

・大区画化等の基盤整備実施地区における、担い手の米生産コストの労働費削減割合 ⇒ 【6割以上】他

▶ 国内の需要等を踏まえた生産の拡大【政策目標2】

・基盤整備完了後、一定期間が経過した地区において、事業実施前後で園芸作物の生産額が2割以上増加している地区の割合 ⇒ 【8割以上】他

### 政策課題2：生産性向上等に向けた生産基盤の強化

▶ 農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保【政策目標3】

・農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合 ⇒ 【10割】他

### 政策課題3：増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化

▶ 気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進【政策目標4】

・防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事着手割合 ⇒ 【9割以上】他

### 政策課題4：農村の価値や魅力の創出

▶ 農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出【政策目標5】

・中山間地域等において、農業生産基盤及び生産・販売施設等の総合的な整備を行っている地区のうち、収益力向上等を達成する地区の割合 ⇒ 【10割】他